

3歳児から5歳児クラスのおかず代(副食費)

(盛岡市幼稚園等副食費補足給付金)

支給申請書兼請求書 ①

(盛岡市幼稚園等副食費補足給付金支給申請書 兼 盛岡市幼稚園等副食費補足給付金支給請求(精算)書)

盛岡市長 様

盛岡市幼稚園等副食費補足給付金支給要綱第5に基づき、次のとおり給付金の支給を申請します。
併せて、盛岡市幼稚園等副食費補足給付金支給要綱第8第1項の規定に基づき、次のとおり給付金を請求します。
なお、申請及び給付金の支払の審査に当たって次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、盛岡市内に居住していることを盛岡市が住民基本台帳で確認すること。
- 施設の利用状況や給食費の支払い状況について、盛岡市が対象施設に確認すること。
- 申請者の世帯の課税状況を盛岡市が確認すること。

1. 請求者(保護者)

フリガナ		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日
氏名		子どもとの続柄	現住所	〒 盛岡市 電話		

※ ↑「請求者氏名」は自署してください。

※この請求書の内容に関する連絡先が上記の方と異なる場合は、連絡先となる方について記入してください。

氏名		子どもとの続柄	現住所	電話
----	--	---------	-----	----

2. 給付の対象となる子ども

フリガナ		生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日
氏名						

3. 利用施設及び副食費の支払状況

利用施設名		支払状況は添付の領収証のとおり。	領収証の添付枚数	枚
-------	--	------------------	----------	---

4. 市から支払う給付金の振込先

上記1で記載した保護者の方の名義の口座を指定してください。

名義が異なる口座への振込を希望する場合は指定様式の委任状が必要です(上記1で記載した保護者の口座が利用できないなど、特別な事情がある場合に限りです)。委任状が必要な場合は、市子育てあんしん課へご連絡下さい。

ゆうちょ銀行口座の場合は、振込用の店名(漢数字3桁)や口座番号が必要です。ゆうちょ銀行ホームページ等でご確認ください。

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

5. 請求する給付金の額

請求額の計算は、裏面の計算シートをご利用ください。

請求額が訂正された請求書は、受理しておりません。
書き損じた場合は、請求書を再度作成してください。

請求額		円
-----	--	---

◆この請求書を提出するときに必要な添付書類

② 4月から6月分のおかず代(副食費)の領収証(原本。コピー不可)

※施設に支払った給食費のうち、副食費の額がわかるものであることが必要です。

※市確認欄

認定情報(世帯構成、現住所)	<input type="checkbox"/>
税情報	<input type="checkbox"/>

1 月別請求額の計算

■令和4年4月分

- ① 請求できる金額の上限が下のA, Bのどちらに該当するか確認します。
- A 月の初日から末日まで認定を受けていた場合 月額 円
- B 助成の対象期間が月の途中から始まっている, または月の途中で終了している場合
 月額上限4,500円 × 月のうち認定期間の日数 ÷ 30日 = 円
(例えば認定期間が18日から30日までなら13日と記入) (10円未満の端数切捨て)

- ② 施設から発行された副食費の領収証から, 助成の対象となる4月分の副食費の額を転記します。

【参考】領収証(盛岡市の参考様式で発行されている場合) 一部抜粋

施設名」欄に記載の施設の利用に伴う給食等の提供に要する費用として, 下記のしました。

年月	給食費		領収金額 (①+②)	摘要
	副食費① (盛岡市の助成対象となるおかず代等)	左記以外の費用② (主食費等)		
年4月	4,000円	1,000円	5,000円	
年5月	4,000円	1,000円	5,000円	
年6月	4,000円	1,000円	5,000円	
計	12,000円	3,000円	15,000円	

○支払った給食費のうち
助成の対象となる額
(副食費)

円

4月分
請求額 円

- ③ ①の上限額 (A又はB) と②の額を比較し, 少ない方の額を右欄に記載します。

■令和4年5月分

4月分と同様の手順で計算してください。

- ① 請求できる金額の上限の確認
- A 月の初日から末日まで認定を受けていた場合 円
- B 助成の対象期間が月の途中から始まっている, または月の途中で終了している場合
 月額上限4,500円 × 月のうち認定期間の日数 ÷ 31日 = 円
(例えば認定期間が18日から31日までなら14日と記入) (10円未満の端数切捨て)

- ② 施設から発行された副食費の領収証から, 助成の対象となる5月分の副食費の額を転記します。
- 支払った給食費のうち助成の対象となる額(副食費) 円

5月分
請求額 円

- ③ ①の上限額 (A又はB) と②の額を比較し, 少ない方の額を右欄に記載

■令和4年6月分

4月分と同様の手順で計算してください。

- ① 請求できる金額の上限の確認
- A 月の初日から末日まで認定を受けていた場合 円
- B 助成の対象期間が月の途中から始まっている, または月の途中で終了している場合
 月額上限4,500円 × 月のうち認定期間の日数 ÷ 30日 = 円
(例えば認定期間が18日から30日までなら13日と記入) (10円未満の端数切捨て)

- ② 施設から発行された副食費の領収証から, 助成の対象となる6月分の副食費の額を転記します。
- 支払った給食費のうち助成の対象となる額(副食費) 円

6月分
請求額 円

- ③ ①の上限額 (A又はB) と②の額を比較し, 少ない方の額を右欄に記載

2 請求合計額の計算

上記1で計算したそれぞれの月の請求額を合計し, 今回市へ請求する金額の合計を算出します。

4月分請求額 円 + 5月分請求額 円 + 6月分請求額 円 = 今期請求額合計 円

表面(給付金請求書)の「5. 請求する給付金の額」欄に転記してください。←